



藤谷 謹至 議員
(拓政会)

問

平成29年に社会情勢の変化等に対応するため、公園行政は新たなステージに移行すべきであるという考えに立ち、都市公園の再生と活性化を推進するため、都市公園法が改正された。主な改正点は、公募設置管理制度、保育所等の占有物件の追加、公園の活性化に関する協議会の設置、都市公園の維持修繕基準の法令化となっている。町では公園長寿命化計画に基づき、公園施設の予防的な修繕・再整備を行っているが、都市公園法の改正に伴う今後の公園の整備と管理について伺う。

- (1)公園施設長寿命化計画の進捗状況と維持管理の現況は。
- (2)公募設置管理制度について町の考えは。
- (3)公園の活性化に関する協議会の設置と都市公園の維持修繕基準の法令化に伴う考えは。
- (4)第6期総合計画の中で「町民参加を基本に公園整備を計画的に進める」としているが、町民の意見をどのように聞き、どう整備に反映しようとしているのか。

問

幕別町における今後の都市公園等の整備および管理の方針は

答

今後とも計画的な更新と適切な維持管理に取り組む

映しようとしているのか。

町長(1)公園施設長寿命化計画

の進捗状況は、平成22年度策定の当初計画における判定結果の中でも劣化が顕著なDランクのうち、緊急度が高く、補修、もしくは更新、または撤去の対策等が必要となった要対策施設は125施設、そのうち103施設で対策が完了し、進捗率は82・4%となっている。また、今年3月に見直しを行った本計画における要対策施設は、当初計画で未対応であった22施設に加えて、新たに26施設が加わり48施設となった。公園利用者の安全を確保しながら計画的な更新と適切な維持管理に取り組む。維持管理では、公園遊具は特に安全確保の必要性が高いことから、年度初めに点検・報告を実施、必要に応じて修繕を行うなど適切な維持管理に努めている。

て、収益施設周辺の公園施設を収益施設から得られる収益によって整備することを条件とした制度。本町には、該当する公園がなく、同制度を導入する状況にはない。

(3)公園の活性化に関する協議会の設置については、公園利用に関するニーズに応じて柔軟に対応している状況にあり、現時点において協議会を設置する必要性は極めて低いと考えている。維持修繕基準の法令化については、特に公園遊具は、全て年1回の点検・報告を実施しており、必要な点検等は既に行っている。点検結果と修繕内容を記録し、遊具等が利用されている期間は保存しなければならなことから、適正な事務処理をしていきたい。

(4)これまで近隣公園を新設する際に、ワークショップを開催し、住民の皆さんからの意見を聴きながら整備を進めてきた。また、街区公園における遊具の更新でも、関係する公区の見解を聴きながら整備を行っている。直近ではナウマン公園の大型遊具の導入に当たり、忠類小学校の児童の意見を聴いて遊具の選定を行い、整備を進めてきた。今後も住民の皆さんの意見を聴く場を設けながら公園整備に反映したい。

再質問 ナウマン公園の専用トイレの整備要望への対応は。

答どこに配置するのかということも当然考えなくてはいけない。公園全体の中でどういった配置が必要か、トイレの必要性について、実態を十分に把握し、十分検討した中で対応したい。



ナウマン公園 親水すべり台